

養育費に関する保証契約保証料支援のご案内

ひとり親の方の養育費確保を支援します！

1. 補助対象者

三豊市に住所を有するひとり親家庭の父又は母で、次のすべてを満たしている方

- ①養育費の取り決めに係る公正証書を有している方
- ②養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方
- ③保証会社等と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- ④過去に同様の補助金(他自治体の同様の補助金を含む)の交付を受けていない方
- ⑤市税の滞納がない方

※児童・・・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方
(政令で定める程度の障害にある者は20歳未満まで)

2. 対象費用

保証会社等と養育費保証契約を締結するときに、負担した初回の保証料

3. 支給額

上 限 5 万 円

4. 必要書類

- ① 補助金交付申請書
- ② 運転免許証等の公的身分証明書の写し
- ③ 児童扶養手当証書の写し
※児童扶養手当を受給していない場合は以下の書類
世帯全員の戸籍謄本又は抄本と住民票の写し
- ④ 対象費用の領収書等又はクレジット契約証明書(クレジット支払)の写し
※記載していなければならないもの(郵便局及び官公署が発行する領収書を除く)
宛先(補助対象者の氏名), 領収年月日, 領収金額, 取引内容(但し書き), 領収者
名・住所, 領収印
- ⑤ 養育費の取決めに係る公正証書等の写し
※記載していなければならないもの
養育費の取決め, 強制執行認諾約款(公正証書として作成されたものに限る。)
- ⑥ 保証会社等と契約を締結した養育費保証契約書の写し
- ⑦ 補助対象者の市税に係る完納証明書
- ⑧ 債権者登録申出書
- ⑨ 補助対象者名義の口座がわかる書類(通帳等)の写し

5. 申請期限

養育費保証契約を締結した翌日から6か月以内 (注)令和5年4月1日以降に作成した公正証書に限る。

■ 三豊市子育て支援課 ☎ : 0875-73-3016